

【ビジネスと人権科研】 2月研究会（2021年2月16日）

フランスにおける「ビジネスと人権」

—2017年3月27日親会社及び受注企業の注意義務に関する法律（人権デューデリジェンス法）について—

菅原 真（南山大学）

はじめに：本報告の目的

(1) 2017年3月27日の法律第2017-399号（以下、「2017年法」）

(2) 2020年1月に提出された2017年法の『実施評価報告書』（以下、『2020年実施評価報告書』）

<https://www.mcdonalds.fr/>



1. 2017年法制定の背景

(1) 2013年4月24日「ラナプラザの悲劇」のインパクト

2011年3月21日の国連のビジネスと人権に関する指導原則は、一般原則としてのデューデリジェンスの義務

← 1976年OECD多国籍企業行動指針（2011年修正）

(2) 2017年法の制定経過

①企業の社会的責任(CSR)の分野におけるそれ以前のフランスの立法状況

- ・新しい経済規制(NRE)に関する2001年5月15日の法律
- ・環境に対する国家関与に関する2010年7月12日の法律 (Loi « Grenelle II »)
- ・労働者の基本的権利に関する2014年7月10日の法律 (Loi « Savary »)

②2017年法の国会審議

- ・国民議会第3回読会
- ・元老院第3回読会

③2017年3月23日の憲法院判決 (n° 2017-750 DC)

- ・一部違憲判決

(明確かつ正確でない用語で定義された違反企業が、1,000万ユーロの罰金という支払対象となることは、1789年人権宣言第8条違反である)

2. 2017年法の概要

(1) 2017年法は何を企業に義務付けているのか

- ・3条から構成
- ・そのうちL225-102-4条は、当該計画の内容とその公表方法、ならびに企業に対する義務を遵守するよう命じる通知の可能性を規定する。具体的には、以下の諸点を義務付けている。

- ① リスクの特定・分析等を目的とするリスクマッピング
- ② 全ての子会社、既に取り引関係のある下請会社又はサプライヤーに対する定期的評価の実施
- ③ リスクの軽減または重大な被害を回避するための適切な手段の採用
- ④ リスクに関連したアラートの発信や内部通報システムの確立
- ⑤ 上記の諸手段に関するモニタリング及び実効性評価手続の確立、年次報告書における報告開示の義務化

(2) 企業の社会的責任 (responsabilité sociétale des entreprises)

① 「企業の社会的責任」 (CSR)

② 企業ガバナンスという要素の追加

・ 「ESG」 (environnemental, social et gouvernance)

(3) 2017年法の定義：対象企業

「連続する2会計年度末に、本社（siège social）がフランス国内にあり、直接または間接の子会社と合わせて5,000人以上の従業員を雇用している企業、または本社がフランス国内または外国にあり、直接または間接の子会社と合わせて10,000人以上の従業員を雇用している企業」

① フランス本社 (siège social fixé en France)

② 労働力の計算 (calcul des effectifs)

③ グループの透明性 (transparence des groupes)

④ 確立されたビジネス関係 (relation commerciale établie)

※法適用の不確実性

- (i) 関係する企業のリストアップ
 - ・ 2017年法は当該企業が適用対象であるかどうかを決定するために必要なすべての情報を国は有していない。商事裁判所の登録機関によって収集された情報は断片的である。

(ii) 不確実性への対処

㊦「大企業」アプローチ

㊧財政的に統合された「法的単位」および「グループ」アプローチ


㊨NGOによって行われる「データ統合」アプローチ

➡関係する企業を確実にリスト化することは不可能である。

【1】対象となる法形態であるSNC（合名会社）、SARL（有限会社）に対しても注意義務を適用し、またはフランスの「大企業」の基準を外国グループの子会社(貸借対照表基準や売上高を追加する)に合わせて調整する。

【2】 法適用の欠陥を可能な限り修正するために行政上の規定を追加する。すなわち、中央行政機関は、対象となる機密データを収集し、法律の定義に解釈を施すことで処理し、発生するリスクについて関係企業に警告することにより、注意義務の遵守を促進するように明確に指定できるようになる。

専用のリソースを提供し、他の行政機関が保持する非公開データへのアクセスを許可することにより、注意義務を促進する国の役務を割り当て、その適用を検証および強化できるようにする。

- 
- ⑤ 子会社及び下請け業者に対する定期的な評価手続
 - ⑥ 適切な緩和策または予防措置
 - ⑦ 警告メカニズム
 - ⑧ 注意と有効性評価の測定

(4) 対象領域：活動リスクと注意義務

- ①活動関連リスクのリスク/マッピングの種類
- ②人権とビジネスに関するOECDおよび国連の原則の強制適用：ソフト法から法律（ハード・ロー）への移行
- ③注意義務
- ④リスクマッピング

3. フランスにおける現状

- (1) 実施直後に行われる評価報告書**
- (2) 事業の成熟度：主に行動前の取り組みによる**
- (3) ガバナンスの問題**
- (4) 関連するリスク**
- (5) 労働組合組織との対話**

(6) 注意義務の弱点

- ① 注意義務の意義
- ② 注意計画の可視性と読みやすさ
- ③ ステークホルダーとの対話
- ④ 本質的な限界

4. 進歩への道筋

- ① セクターまたは機能的アプローチ
- ② ステークホルダーを集め、実践を調和させる
- ③ 国際枠組み合意(ICA)への関心
- ④ 実践的アプローチ